

2026年1月6日  
館林ガス株式会社

## 令和7年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」に伴う

### ガス料金・電気料金の値引きについて

平素より館林ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の令和7年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金（以下、「本事業」）」について、2025年12月23日付で採択された<sup>\*1</sup>ことを受け、2026年2月検針分から2026年4月検針分（2026年1月使用分から2026年3月使用分）のガス料金・電気料金の値引きを行います。なお、本事業による値引きに際して、お客様ご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

\*1：館林ガス株式会社は東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号A0064）が販売する電気を取り次ぎいたします。電気価格については、電力取次元である東京ガス株式会社にて申請を行い、2025年12月23日付で採択されております。

#### 1. 値引き単価（政府補助金単価）および適用月

（税込み）

年月（検針月）	2026年		
	2月検針分 (1月使用分)	3月検針分 (2月使用分)	4月検針分 (3月使用分)
ガス料金(1m <sup>3</sup> あたり)	18.0 円		6.0 円
電気料金(1kWhあたり)	4.5 円		1.5 円

（対象外となるお客様）

・ガス料金：年間契約量が1,000万m<sup>3</sup>以上のお客さま、発電事業を営むお客様（売電分）。

※上記の電気料金（低圧）のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用します。（例：2026年3月1日需給開始、2026年3月10日検針の場合、その電気料金には1.5円/kWhの値引きを適用）

#### 2. 標準家庭における影響額

（税込み）

	2026年2月・3月検針分	2026年4月検針分
ガス料金	18.0 円×30m <sup>3</sup> = 540 円	6.0 円×30m <sup>3</sup> = 180 円
電気料金(低圧)	4.5 円×400 kWh = 1,800 円	1.5 円×400 kWh = 600 円

※上記は、月あたりガス使用量30m<sup>3</sup>、電気使用量400kWhの場合の計算例です。

※実際のお客さまへの値引き額は、上記にない「値引き単価」×「ご使用量」にて計算できます。

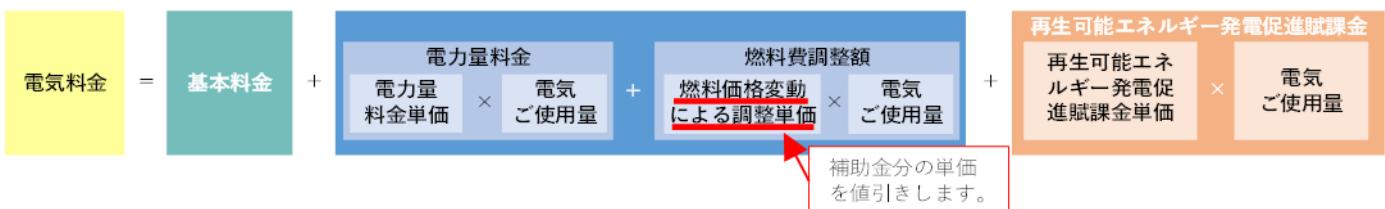
### 3. 補助金を適用した値引きの方法（算定式）

ガスは、単位料金を算定する際の「原料価格変動額による調整額」から補助金分を差し引いております。  
電気は、燃料費調整額を算定する際の「燃料価格変動による調整単価」から補助金分を差し引いております。

＜ガス料金の補助金適用イメージ＞



＜電気料金の補助金適用イメージ＞



＜毎月適用する単価のお知らせ＞

補助金適用前後の調整単価は、検針月の前月（例：2026年2月検針分は、2026年1月）に、当社または東京ガスホームページで公表する予定です。

当社・東京ガスホームページ

- ガス料金の調整単価：下記 URL の「ガス料金」  
[https://www.tate-gas.co.jp/wp/gas\\_fee/](https://www.tate-gas.co.jp/wp/gas_fee/)
- 電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整制度」（東京ガスのホームページにリンクします）  
[https://home.tokyo-gas.co.jp/gas\\_power/plan/power/adjustment.html](https://home.tokyo-gas.co.jp/gas_power/plan/power/adjustment.html)

### 4. 本事業に関するお問い合わせ先

問い合わせ先	連絡先	受付時間
経済産業省	電気・ガス料金支援 お問い合わせ窓口 0120-013-305	平日：9:00～17:00 (※2025年12月30日から 2026年1月3日を除く)

※事業概要は、以下のページよりご確認ください。

[経済産業省 HP：電気・ガス料金支援 | 経済産業省 資源エネルギー庁](#)

※本事業による値引きを受けるにあたってのお客さまご自身での手続きや当社へのご連絡は不要です。

## 5. その他の留意事項

### <ガス料金と電気料金の適用月について>

ガス・電気ともに当社とご契約のお客さまにおいては、検針のタイミングが異なることにより、ガス料金と電気料金で、値引きが開始される請求月に差が生じる場合があります。(値引きが終了する請求月にも同じ差が生じますので、どのお客さまにも同じ月数の値引きを適用いたします)

お客さまの検針月は、毎月の検針票における「ガス契約明細」の「ガス検針日」及び「電気契約明細」の「電気検針日」よりご確認ください。

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

※ お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

#### ■当社窓口

0276-72-4434

□受付時間 平日 9:00～17:00

以上